

平成28年4月27日

各 位

上場会社名 北海道電力株式会社  
代表者 取締役社長 真弓 明彦  
(コード番号 9509)  
問合せ先責任者 総務部企業行動室  
株式グループリーダー 木下 範彰  
(TEL 011-251-1111)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成28年4月27日開催の取締役会において、株主総会の招集及び議長に関わる定款の一部変更の件に関し、平成28年6月28日開催予定の第92回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 変更の理由

株主総会の運営に柔軟性を持たせるため、株主総会の招集及び議長に関わる現行定款第13条(株主総会の招集)、第14条(株主総会の議長)、第18条の2(種類株主総会)及び第29条(会長)について所要の変更を行うものであります。

##### 2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

##### 3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日 平成28年6月28日(火)

定款変更の効力発生日 平成28年6月28日(火)

以 上

## 【定款変更の内容】

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(株主総会の招集)</p> <p>第13条 本会社の定時株主総会は毎年6月に、臨時株主総会は必要あるときに、<u>社長</u>が、取締役会決議に基づきこれを招集する。</p> <p>2 <u>社長</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議によって定めた順序により他の取締役がこれを招集する。</p> <p>(株主総会の議長)</p> <p>第14条 株主総会の議長は、<u>社長</u>がこれに任ずる。</p> <p>2 <u>社長</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議によって定めた順序により他の取締役がこれに当たる。</p> <p>(種類株主総会)</p> <p>第18条の2 種類株主総会は必要があるときに、<u>社長</u>が、取締役会決議に基づきこれを招集する。</p> <p>2 } 3 } 4 } (条文省略) 5 }</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(株主総会の招集)</p> <p>第13条 本会社の定時株主総会は毎年6月に、臨時株主総会は必要あるときに、<u>会長又は社長</u>が、取締役会決議に基づきこれを招集する。</p> <p>2 <u>会長及び社長</u>のいずれにも事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議によって定めた順序により他の取締役がこれを招集する。</p> <p>(株主総会の議長)</p> <p>第14条 株主総会の議長は、<u>会長又は社長</u>がこれに任ずる。</p> <p>2 <u>会長及び社長</u>のいずれにも事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議によって定めた順序により他の取締役がこれに当たる。</p> <p>(種類株主総会)</p> <p>第18条の2 種類株主総会は必要があるときに、<u>会長又は社長</u>が、取締役会決議に基づきこれを招集する。</p> <p>2 } 3 } (現行どおり) 4 } 5 }</p>
<p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(会 長)</p> <p>第29条 取締役会は、その決議によって会長1名を選定することができる。</p>	<p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(会 長)</p> <p>第29条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2 会長は本会社を代表し、取締役会の決議に基づき、本会社の業務を総理する。</p> <p>3 会長を選定した場合には、社長は会長を補佐し、本会社の業務執行を統括する。この場合には、<u>第13条、第14条、第18条の2、第22条及び第23条中「社長」とあるのは「会長」と読み替えるものとする。</u></p>	<p>2 (現行どおり)</p> <p>3 会長を選定した場合には、社長は会長を補佐し、本会社の業務執行を統括する。この場合には、第22条及び第23条中「社長」とあるのは「会長」と読み替えるものとする。</p>

以 上